

山形市聴こえくつきり事業のお知らせ

山形市では聴こえのフレイル（耳の虚弱（聴き取る機能の衰え））対策として65歳以上の方を対象とした「聴こえくつきり事業」を実施しています。聴こえのフレイルを放置すると心身の活力の衰えが進み、認知症やうつ状態となるリスクが高まります。

自らの聴こえの状態に早期に関心を持ち、心配な場合や聴こえにくさを感じた場合は、専門医から耳の状況を確認してもらったり、生活習慣に気をつけたりするなど早期の対策に取り組み、よい聴こえを手に入れ、豊かな生活を送りましょう。



普及啓発

介護予防教室「耳からの健康講座」



テーマ：「加齢性難聴」や「聴こえのフレイル」、聴こえにくい人への対応等について
対象者：65歳以上の山形市民とその家族等（支援者含む）

日時	会場	講師	申込受付開始日 (申込先)
令和8年6月5日(金) 14:00~15:30	山形市総合福祉センター 2階 (城西町2-2-22)	補聴器相談医 言語聴覚士 認定補聴器技能者	5月8日(金) (長寿支援課へ)
★7月16日(木) 14:00~15:30	明治コミュニティセンター (大字渋江字金甲979)	補聴器相談医	★6月1日(月) (なでしこ包括へ)
★9月3日(木) 14:00~15:30	出羽コミュニティセンター (大字千手堂404-1)	補聴器相談医	★8月3日(月) (なでしこ包括へ)
★6~11月(計6回) 会場によって異なります	飯塚・榎沢・高瀬・楯山・南山形・本沢 地区内のコミュニティセンター等(計6か所)	補聴器相談医	会場によって異なります (担当包括へ)

★地域包括支援センターが開催する教室です。詳しくは下記地域包括支援センターへお問い合わせください。
(なでしこ・大森・山形西部・霞城西部地域包括支援センター)

※日程が近い市報「広報やまがた」や市ホームページ、地域包括支援センターだより等をご確認ください。



早期発見

① 聴こえのチェック



対象者：65歳以上の山形市民でこれまでこの事業に参加したことがなく補聴器を使用していない方で
定員：各日25~30名(事前申込が必要・いずれか1つのみ) 事業参加に同意いただける方
内容：アプリを活用し、聴こえの状態をチェックします。その結果、語音聴取率が60%未満の方は山形市内の補聴器相談医(耳鼻咽喉科医)受診をお勧めしますので、必ず受診してください。

開催日	時間	会場	申込受付開始日
★7月30日(木)	14:00~15:30の間で 申込時に受付時間を 決めます	明治コミュニティセンター(大字渋江字金甲979)	★上記介護予防 教室と同時開始
★9月17日(木)		出羽コミュニティセンター(大字千手堂404-1)	
★7~11月 (計6回)		榎沢・飯塚・高瀬・楯山・本沢・南山形地区の コミュニティセンター等	会場によって 異なります
12月3日(木)		北部公民館(宮町4-17-13)	11月4日(水)

★地域包括支援センターが開催する事業です。詳しくは下記地域包括支援センターへお問い合わせください。
(なでしこ・大森・山形西部・霞城西部地域包括支援センター)

※日程が近い市報「広報やまがた」や市ホームページ、地域包括支援センターだより等をご確認ください。

② 自ら補聴器相談医を受診

「聴こえに不安を感じたら」、「聴こえにくさに気づいたら」補聴器相談医のいる耳鼻咽喉科を受診しましょう。ご自身で気づくだけでなく、周囲の家族の気づきも早期発見につながります。
※補聴器購入費の補助を受ける場合は、事業参加の同意や補聴器相談医の診察等が必要です。



早期対応

補聴器購入費の助成

「早期発見」の「①聴こえのチェック」に参加または「②自ら補聴器相談医を受診」された方で、下記に該当する方が対象となります。

詳細をお知りになりたい方は、まずはお電話でお問い合わせください。

【補聴器購入費についての助成を希望される方】

*助成額：**次のいずれか低いほう** ①両耳で4万円（片耳は2万円） ②本体価格の2分の1

●**購入前**の手続きが必要です。助成手続きの前に「事業参加同意の有無」を確認します。

- ①「聴こえのチェックに参加された方」：補聴器相談医への受診を勧められ、受診後に認定補聴器専門店（以下、「認定店」という。）で購入される場合の申請手続きは、認定店が支援します。
- ②「自ら補聴器相談医を受診された方」：先生から配布された用紙（紹介年月日や補聴器相談医氏名等が記載された所定の用紙）を持参し、**次回の受診前及び認定店に行く前に市役所**（2階28番窓口・長寿支援課）で事業参加同意書・アンケートを記入する、書類を受け取るなどの手続きが必要です。その後、認定店で購入される場合の申請手続きは、認定店が支援します。

【購入費一部助成の対象者】

●下記のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 山形市に住民票がある65歳以上の方
- (2) 「山形市聴こえくつきり事業」への**参加・協力に同意していただける方**
*協力内容はこの事業に係る「アンケート調査」、「補聴器の継続装用」及び「定期受診やアフターケアの継続等のフォローアップ」などになります。
- (3) **市内医療機関の補聴器相談医**（耳鼻咽喉科医）の診断により、補聴器の装用が必要と診断された方
- (4) これまで補聴器を購入したことのない方（**初めて購入する方のみ**対象です）
- (5) 住民税が非課税の方（申請後に確認させていただきます）
- (6) 障害者総合支援法の補聴器に係る補装具費の支給対象とならない方
- (7) **市内の認定補聴器専門店**で購入した方
- (8) 令和4年度以降「山形市聴こえくつきり事業補聴器購入費補助金」の交付を受けたことがない方（**補助は一人1回のみ**となります）
- (9) 生活保護法による医療扶助において現物支給の対象とならない方



フォローアップ

補聴器装用者対象

「聴こえのチェックに参加」または「自ら補聴器相談医を受診」された方で、認定補聴器専門店で補聴器を購入された方は、補聴器のメンテナンスを行うほか、定期的に補聴器相談医を受診し聴こえの状態の確認や評価を受けましょう。アンケート調査へのご協力もお願いします。



【お問合せ先】

山形市役所 長寿支援課 予防推進係
電話：023-641-1212（内線 567・568・599）

【手続き窓口】

山形市役所 長寿支援課 2階 28番窓口

（令和8年4月作成）